

大阪府、大阪市とBRITA Japan株式会社との連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）及びBRITA Japan株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が海洋プラスチックごみの削減をはじめとする環境関連分野におけるパートナーシップを構築し、相互に密接な連携を図ることにより、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けた取組等を推進し、もって豊かな環境の保全と創造を進めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の事項について連携し協力する。

- （1）マイボトル・給水スポットの普及に関すること
- （2）海洋プラスチックごみ削減に係る啓発に関すること
- （3）海洋プラスチックごみ削減に係る海外への情報発信に関すること
- （4）海洋プラスチックごみ削減に関わるステークホルダー間の連携構築に関すること
- （5）環境教育に関すること
- （6）水辺の清掃活動に関すること
- （7）その他、本協定の目的に資する事業に関すること

（協定内容の変更）

第3条 甲、乙又は丙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度、三者協議の上、必要な変更を行う。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも協定を終了する旨の書面による通知がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定は同一内容で更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、三者協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、正本3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれ記名押印又は署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年10月27日

甲 大阪府大阪市中心区大手前2丁目
大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文

乙 大阪市北区中之島1丁目3番20号
大阪市

代表者 大阪市長 松井 一郎

丙 東京都中央区銀座3丁目15番10号
菱進銀座イーストミラービル 7F

BRITA Japan 株式会社

代表取締役社長 マイケル・マギー